「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ

全国社会保険労務士会連合会

Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations

Press Release

2026年10月29日

報道関係者各位

社労士の日常業務が、労使トラブルの未然防止を支える

― 社労士の日常業務と労使トラブルの未然防止等に関する実態調査―

全国社会保険労務士会連合会社会保険労務士総合研究機構（以下「社労士総研」）は、社労士の日常業務と労使トラブルの未然防止等に関する実態調査を実施し、日常業務における点検・相談・助言等の実態と、労使トラブルの未然防止等との関係を整理しました。

◆調査で明らかになったポイント

社労士が新たに特別な「予防業務」を始めているということではない。規程の確認・相談への助言、説明の支援、再発防止の提案など、日々積み重ねてきた業務そのものに、トラブルの未然防止や、適切な労務管理、職場環境の改善を支えていることがうかがえる。

①社労士による日常業務にある「予防的な力」

社労士による予防的な関与は、特定の業務に限定されるものではなく、法令・規程の運用確認、労働時間・賃金、個別の労働問題、職場環境等の幅広い日常業務の中で発揮されている。

②トラブルが顕在化・深刻化する前段階で対応

社労士はトラブルの発生後に対応するだけではなく、賃金、人事上の判断・採用・退職・解雇等の様々な場面で、問題が顕在化・深刻化する前から確認・助言を行っている。

社労士は、「問題が起きてから」ではなく、「問題が起きぬよう」継続して対応している。

③関与後に見られた変化

社労士の関与後には、問題の早期発見、労使間の認識相違の解消・縮小等の職場環境の改善が確認された。

社労士の日常的な関与が、適切な労務管理だけでなく、労使間の対話・相互理解を支える役割にも関係している。



◆調査概要

調査期間：2026年9月4日(金)～9月17日(木)/対象：社労士/方法：WEB

※本調査は社労士の現場視点を整理したもので、連合会の公式見解を示すものではありません。

◆本調査結果 公表ページ

https://www.shakaihokenroumushi.jp/about/JRI-LSSA/theme/tabid389.html

＜本件に関するお問い合わせ先＞

全国社会保険労務士会連合会　社会保険労務士総合研究機構

E-Mail：souken@shakaihokenroumushi.jp　URL：https://www.shakaihokenroumushi.jp